



発行所 岡垣町役場
 責任者 岡垣町長 俵口 静江
 印刷所 有限会社 大和印刷所
 電話 (宗像) 2027番

スポーツの効果

一、身体的効果

1、筋に及ぼす効果

スポーツにより、筋は活動性肥大を起し、筋繊維は太くなり筋力を増す。

又、筋の持久力も増すので、疲れにくくなり、エネルギー源も増え、筋への酸素供給も円滑になる。

2、呼吸循環機能への効果

スポーツは肺活量を増し、胸廓を広くする。又心臓の容積を増大し、心搏出量を増すので、酸素摂取量が多くなる。

3、神経に及ぼす効果

スポーツをしていると、運動が巧みさと、スピードを増し、正しい姿勢で、より能率的に運動することができるようになる。その結果、運動が反射化し、無意識の状態でも正しく動作をすることができるようになる。

4、関節への効果

スポーツは関節の可動性を増し、体を柔軟にし、美しい動作が出来るようになる。

以上総合すると、人間の身体は使えば発達するし、使わなければ、退化する。スポーツは頑張る活動力をつけ、運動神経の発達からくる巧みさ、スピード、正しい姿勢や、疲労回復の速さが仕事の能率を高め、反射運動は事故から生命を護る。

二、心理的效果

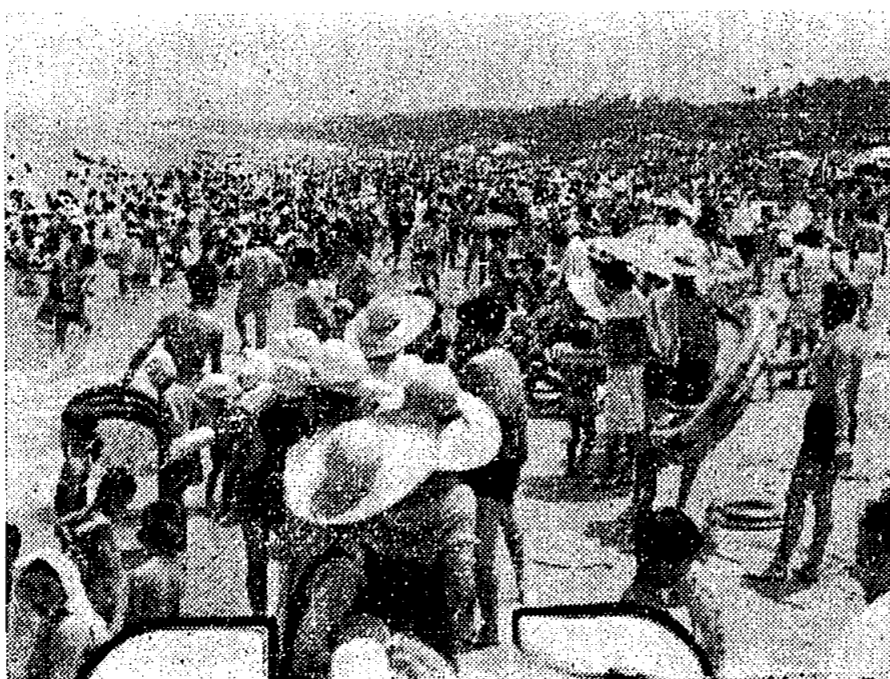
1、自然へのあこがれ

若い人には体力を増進させ、年とった人には体力を維持させ、若さを保持させる。

を満足させ自己実現の機会を多くする

近代産業の高度生長は、人間を機械化し、労働の面でも、自然生活や、創造的な面でも人間疎外の現象が出ている。

こんな生活の中で、人間生活としての血を通わせ、生きる喜びを感じるのには、自然的、全身



的な活動である。

スポーツは人間性の回復、自己実現の手段と機会とを同時に満足させてくれる。

2、自己形成の態度を養う

スポーツには、他人、他チームとの競争だけでなく、自己の記録や、技能との競争が含まれている。自分の記録を更新したという気持は、目標を持ち、目標実現のため、努力するといふ、自己形成の態度を通じるものである。目標実現を阻む条

件、障害、困難を克服し、努力を重ねてこそ、目標は達成される。現在の自己を少しでも向上させようとする態度こそ、社会生活においても必要なことである。

又スポーツでの競争は単なる斗争ではない。スポーツでは、両者が公平に競うため、ルールが作ってある。ルールが守られてこそ、スポーツは楽しめる。その為、相手の立場を考え、相手を尊重する。しかも自己の最善を尽くすことが要求される。

れた人間関係は、上下の関係ではなく、お互い平等の立場で、赤裸々の結びつきが期待できる。

4、青少年の健全育成に役立つ

身体的発達の著しい青少年は、大人と自己を比較し、身体的に自分の力を試したい欲求をもっているし、自己顕示の欲求が満足されることも知っている。

青少年の活動欲求は、スポーツの実践によってこそ、満足させられ、彼等のエネルギーは開放される。

又、今日、農村から都会に移動する人々の大部分は青少年であり、生活状態の急激な変化によって精神的不安定な者もある。青少年の健全育成の為に、スポーツの場は設けられね

体育指導委員

岡垣教育委員会はスポーツ振興法による体育指導員を下記の方に任命

- | | |
|---------|--------|
| 体協理事長 | 伊藤 良成 |
| 理事(剣道部) | 柴田 正彦 |
| 理事(陸競部) | 花田 三良 |
| 体育委員 | 野田 寿良 |
| 婦人会長 | 早川 テルコ |
| 青年団長 | 藤岡 末治 |

ばならない。

5、耐単調能を育てる

6、明るい地域社会の建設に役立つ

7、スポーツ技術が向上する

等スポーツの効果をおげると、際限がない。再々スポーツの意義を載せているので、もうスポーツは遊びだ等考える人はないと思うが、スポーツをする場合、その意義を知って行ってもらいたい。

(公民館)

犬は

つなぎましよう。
 野犬のおる所は知らせて下さい、捕獲します。

「町ぐるみ 駆け足」

ラジオ体操」運動

東京オリンピックでの一番大きな成果は、日本人の体力が劣っていることを自覚したことだといわれています。

町民の体力の増強と、町民全部がスポーツに親しんでもらうため、左記により「町ぐるみ駆け足、ラジオ体操」運動を展開することにしました。都合のつく方は老いも若きも、男も女も参加して下さい。

参加成績は后日町報で発表します。

記

○期間 七月二日から
八月三十一日まで

雨天と日曜日は中止

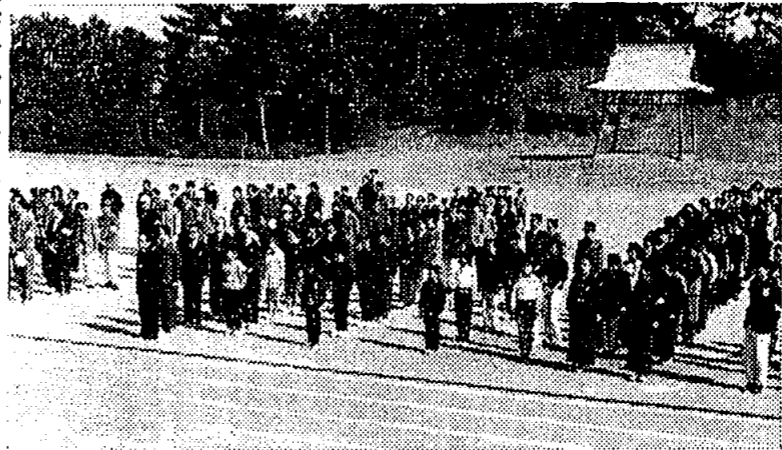
○時刻 原則として六時半広場に集合

○場所 原則として一区一ヶ所放送施設等のある広場

○要領 各戸から広場までの往復は駆け足。

集団行動が望ましい。

○出欠 区長、体育委員の方



(公民館)

○表彰 欠席三日までは賞状と賞品。五日までは賞状授与。

○注意 交通事故にあわないよう万全の措置をとり、安全対策に細心の注意を払う。

参議院議員通常選挙

投票日 7月4日

午前 7 時より
午後 6 時まで

投票の場所

- 第1投票所 岡垣中学校講堂
- 第2投票所 内浦小学校講堂
- 第3投票所 山田小学校講堂
- 第4投票所 竜神社拜殿

開票は当日午後7時より役場二階に於て行う。

には、現在の生活の中で不合理なもの改善しなければならぬが、一人一人の力ではなかなか困難である。それではみな社会連帯感に立ち、みんなの知恵と経験と力を出しあい、協力してこそ、はじめてよい家庭作り、よい町作りができる。

身まわりの小さな問題から取り組み、次第に成長発展させよう、しかも周到な計画で、組織的に継続されねばならない。

四、拡大性、組織性 計画性、継続性を もつて

身まわりの小さな問題から取り組み、次第に成長発展させよう、しかも周到な計画で、組織的に継続されねばならない。

五、全層性、多様性をもつ

地域や職域の欲求は多種多様である。新生活運動は画一的な運動ではなく、地域の実情に応じて目標をきめるべきで、しかもその構成員全員で検討すべきである。

六、連鎖的共感性をもつ運動

新生活運動は華かなものではない。

七、学習性をもつ運動

一つの問題を解決するには、常に全員が参加し、共同学習を必要。実践すると又問題が生じるだろう。それを反省・検討して更に実践にうつす。

学習・実践・記録・反省・学習と学習が繰り返され深まりをもつ。

× × × × ×

新生活運動の目標は色々あるが、「町を美しくする運動」も大切で、早朝清掃や花いっぱい運動、公共の場をちらさない運動も進められている。

ところが農村をまわると、田圃の刈った草を公道に投げ出したのや、稗が道に出したまま放置してあるのをよく見かける。片方で掃除しても、片方であらした何にもならん。農家の方は気をつけて頂きたい。

新生活運動の性格

一、自主性をもつた運動

生活者自からが、お互いの問題を話し合い、経験を話し合いみんなが計画し、実行しようとする自主的な民間運動で、役場がいくらからしよことなしにするが如き下請運動ではない。

二、課題解決性をもつた運動

根本は人づくり運動だが、実践の直接目標には、身近かな、具体的な問題をとりあげ、お互いの力で解決する運動。

三、協力性をもつた運動

明るく豊かな生活を作るため

指区内の指導、世話を願う。新生活運動実践協議会委員及び体育委員名は下記の通り。

区名	新生活運動実践協議会	体育委員
木吉	原 武	三正 敏明
吉三	花田 満	三二 重満
手野	小丸 太郎	三三 重満
原津	佐藤 五郎	道正 仁夫
波川	魚 澄	和夫 良実
新松	廣瀬 禎男	秋好 一知
元松	吉田 芳正	巖省 幸一
西黒	小野 研治	恵一 子海
東黒	田 中 守雄	恒 豊夫
糠塚	入江 守雄	山美 生之
山田	石田 肇	幸孝 為順
緑ヶ丘	立仙 たき子	俊 文明
戸切	石田 保	
海老野	片岡 正男	
百合内	杉本 秋義	
河東山	清水 有川	
西松原		
東高陽		
上海老津	野田 喜六	
東海老津		
新海老津	柴田 正彦	
上高倉	神谷 俊広	
野白高	安部 富山	
高倉	早川 喜明	
高倉	中村 文明	

(公民館)

町長選挙 及び

町議会議員補欠

選挙について

岡垣町長の任期満了（8月5日）による選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う事になっているが、選挙期日の告示は投票日の7日前に行う。

尚岡垣町議会議員の補欠選挙（1名）も町長選挙と併せて行なう。

結核健康診断の実施について

昭和四十年年度の結核健康診断を次の日程で実施しますので該当者は必ず受けて下さい。

二十一日、加藤分院
二十二日、有山病院
二十八日、梶原店前

△該当者

生後三カ月以上
全員（但し会社
工場に勤める者や学校の児童は
除く）

△日程

ツベルクリン注射
七月五日、占部病院
六日、役場
十三日、加藤本院
十九日、加藤分院
二十日、有山病院
二十六日、梶原店前
BCG予防注射
七月七日、占部病院
八日、役場
十五日、加藤本院

時間は各十三時～十五時まで、レントゲン撮影の日程は追って通知します。

なおこの健康診断は、結核予防法に基づき毎年一回実施していますが、学校の児童等は、対象者全員が受診して早期発見、早期治療により結核予防に万全の処置がとられています。

結核患者は毎年同じように発生して後をたちません、結核にかゝる人はほとんどが一般住民の方で健康診断を受けない為に、発見した時は病状がさうとう進んでをり、したがって療養の期間も永くかゝります。一般住民に与えられた年一度の

検診を受けて結核から家庭を守りたいと思います。結核は我々に関係のないような病気のように思はれ勝ちですがこれからは大切で、特に主婦の方々が中心となって結核を一掃し健康で明るい家庭づくりに努めていただき度いものです。

秩父宮妃殿下が結核予防に非常に関心をもたれて次のような歌をおつくりになつています。

やまいなき
世もゆめならじ、家まもる
おみな、めざめて
力つくさば

全国心臓病の 子供を守る会

現在心臓病をもつ子供は県内推定五千人といわれるが、その手術は相当危険を伴い、保険適用でも三十万ないし五十万円という多額の費用を要し、手術しなければ平均十三才迄しか生きられないという不幸な子供達を救うため、標記の会が出来ています。お悩みの方は公民館に問い合わせして下さい。

緊就原川改良工事着々進む

張、及一部石積工事にて去る四月一日着工、十一月三十日竣工の予定で工事を施工してありますが、予定通り順調に進んでいます。

尚工事完成後は過去度々水害を受けていた本河川沿岸は完全に水害から守られるものであります。



本町大字原地内原川改良工事を炭鉱離職者緊急就労対策事業にて総工費八百参拾四万円、工事延長、八百八拾二米工事施工者、小西建設株式会社、工事内容護岸両面植石コンクリート

- ※ 郡民体育大会は8月22日芦屋町で実施。
- ※ 7月16日のスポーツ少年団育成打合会には子供会の指者、区導長、体育指導委員、体育委員、婦人会の方等大勢参加下さい。

7、8月公民館関係行事予定

- 7月2日（金）午後1時半 婦人会支部長会
- 3日（土）午後2時 体協理事会
- 4日（日）午前7時 参議院選挙
- 4日（日）午後1時半 野球、卓球大会抽せん会
- 4日（日）午後3時 青年団支部長会
- 4日（日）午後7時半 白谷映画会
- 6日（火）午前9時 婦人俳句会（毎月第1火曜）
- 6日（火）午後1時 俳画講習会（毎月第1火曜）
- 9日（金）午前10時 手芸講習会（毎月第2、第4金曜）
- 10日（土）午後1時半 茶道講習会（毎土曜）
- 11日（日）午前8時半 公民館対抗卓球大会岡中
- 11日（日）午後1時半 ラジオ体操等講習会岡中
- 12日（月）午後1時半 盆踊講習会 岡中
- 14日（水）午前9時 栄養教室（毎月第3水曜）
- 16日（金）午後1時半 スポーツ少年団育成打合会
- 17日（土）午後1時半 茶道講習会
- 17、18日（土日）午後6時 青年団野外活動
- 21日から42日間午前6時半 区毎に毎日ラジオ体操
- 21日（水）午前9時半 遠婦連教養講座、山鹿小
- 23日（金）午前10時 手芸講習会
- 24日（土）正午 農産物品評会（於保育所）
- 24日（土）午後1時半 茶道講習会
- 25日（日）午前8時 公民館対抗野球大会
- 31日（土）午後1時半 茶道講習会
- 8月1日（日）午前9時 野球大会
- 3日（火）午前9時 婦人俳句会
- 3日（火）午後1時 俳画講習会
- 7日（土）午後1時半 茶道講習会
- 8日（日）午前9時 野球大会

※ 会場は記入分以外は岡垣町役場、時間厳守の事

※ 7月17、18日の青年団野外活動は鐘崎深浜に午後6時頃集合し、天幕はり、飯盒炊さん。フォークダンス、キャンプファイヤー、ゲーム。翌朝ラジオ体操、コーラス、討論会、海水浴等する予定。現在町の青年団に加入していなくとも、加入希望者は遠慮なく参加下さい。詳細は公民館に連絡下さい

国民年金ニュース

福祉年金額が年に「二千四百円」あがりました。

……こんど国民年金の
こんな点がよくなり
ました……

◎こんど国民年金法が改正され、福祉年金額の引上げ、所得制限の緩和、支給範囲の拡大などがはかられました。

◎今度の改正では、この福祉年金額が一律に年額二千四百円引上げられ、また障害年金の支給範囲がひろげられ、精神薄弱者にも支給されるようになり、またさらに福祉年金は、全額国庫負担のために、所得の多い人には、支給の制限がありました。この所得制限額がある程度ゆるめられました。

◎改正された主な内容は、次のとおりです。

①年金額の引上げ……
◎老令福祉年金額一三、二〇〇円が、一五、六〇〇円になった。

◎障害福祉年金額二一、六〇〇円が二四、〇〇〇円になった。

◎母子及準母子福祉年金額一五、六〇〇円が一八、〇〇〇円になった。

②障害年金の支給範囲の拡大

◎障害年金の支給の対象に、精神薄弱者も加えられた。

③障害範囲の拡大に伴う改善

◎母子、準母子、遺児の各福祉年金の支給要件になり、また額の加算対象となる子の廃疾の範囲に精神薄弱者も加えられた。

④本人所得による制限の緩和

◎いままで受給者本人に年間二十万円の所得があれば、支給停止されていたが、この

額が二十二万円になり、またこの額を計算する場合の子等についての、加算額が三万円から四万円になった。

⑤扶養義務者による制限の緩和

◎扶養義務者の所得による支給制限がゆるめられ、扶養親族が五人である場合の制限額、

六万四千円を七万六千円に引上げられた。

⑥公的年金との併給制限の緩和

◎戦争公務により、死亡し、または、廃疾となったことによる公的年金と福祉年金との併給限度額が十万二千五百円に引上げられた。

「福祉年金の所得状況届は六月末日までに役場住民課に」

国民健康保険について

皆様方の御協力を

国民健康保険の問題につきましても、国に於ても去る一月以来の医療費「九・五%の職権告示」に基づく引上げの収しゅう方策、医療費の増嵩に伴う国庫補助の引上げ、給付内容の改善等重要なる難問題が山積し、その解決が急がれているのであります。本町におきましても、国

保財政の窮乏は、いちじるしくその健全な運営については、国庫補助の増加に努力を払うことは、勿論、本町の被保険者皆様並びに本町の場合は、他町に比較して医療費は割安ですが、一層の医療担当機関の御協力を切にお願いするものであります。

昭和四十年一月一日より

国保家族全員七割給付実施

本町の国保財政は、昭和三十九年度に於て一般会計より二五〇万円の繰入れをお願いして、かろうじて収支のバランスを保っている窮乏状態であり、今回昭和四十年一月一日より家族全員の七割給付の実施をすることになりました。

七割給付の実施とは、医療費がたとえ「一、〇〇〇円」の内患者が三〇〇円を負担し、町が七〇〇円、(七割負担)をすること、これまでの五割負担からすれば、給付率が大幅に改善されたこととなり、国保事業の一大進歩といえます。

昭和四十年度の

国民健康保険の税率及び納税に

ついての協力依頼

国保税の納付につきましては被保険者の協力をえて年々納税成績が向上の一途を辿っていることを感謝致しております。国保財政の「ひっ迫」している事情を御賢察の上なお一層の御協力を切に御願ひ致します。なお本年度の国保税の税率につきましては、

①所得割額は前年通り昨年度の

所得額から九万円の基礎控除をした残額に「百分の二、三」を乗じた額。
②資産割額も昨年同様土地及家屋の固定資産税額に「百分の九」を乗じた額。
③被保険者均当割額は家族人員一人に「六〇〇円」となり、昨年度より「一〇〇円」増加しています。

④世帯平等割額は「千円」とな

り昨年度より「百円」増加しています。
以上の①②③④(所得割額、資産割額、均等割額、平等割額)を合算した額が昭和四十年度の保険税の年税額となっています。

納期は
第一期が五月でこれは仮賦課で第二期分にて精算することになっていきます。

第二期は七月でこれが本決定です。
第三期九月。第四期十一月。第五期一月となっています。

何かと出費の多い時とは存じますが保険税の納入につきましては格段の御協力をお願い致します。

歯磨きの励行

子供達の体位も年々向上し、乳児の死亡率などもずっと減ってきている現状は衛生の向上と栄養の著しい改善の結果といえよう。然し子供の歯の現状は之に反してまことにひどい。之は両親の子供の歯に対する無関心に原因があると考えられる。之では日本の子供はまだ「健康である」とは言えない。栄養については強い歯をつくるために乳歯の形成が殆んどなされる。

妊娠中、及び永久歯の形成の大部分がなされる乳幼児期の栄養が大切である。栄養についてもいろ／＼考えられるが、日本の子供はもっと乳製品をとり、糖分の摂取を減らさなくてはならぬ。食物のかすが口に残る時之等の内、含水炭素からなる食品は非常に口に残り易い。之等は口中の乳酸菌によって強い乳酸をつくり、之によって歯がとける。之が虫歯の発生である。之等の乳酸にならぬうちに、とり除くことが歯磨きの目的である。それで歯は食後に磨くべきで、朝起きて歯を磨き、それから朝食を食べるのは予防にならぬ。

三三三の歯磨きという言葉があるが、之は一日三回、食後三分以内に三分間磨くと言う事である。食事が済んだ後、家族そろって歯を磨く習慣をつけて年々増加していく、うしを予防したものである。

岡垣中学校

松井トモ枝

水稻害虫航空防除の 実施について

昭和38年、39年と2カ年間、水稻害虫の航空防除を実施したところ、その効果が大変良好であったため、本年も是非実施して欲しいという要望が多かった。そこで本年も航空防除を実施の計画である。県下でも航空防除面積が極端に増加して、昨年の2~3倍程度になるもようである。

昨年本町の散布面積は、405.9haであったが、昨年散布しなかった糠塚、山田、東黒山その他の部落は現在検討中であるがこれらの部落が散布にふみ切れば、500ha以上になる予定である。最近における農業労働力の極端な不足や、防除効果を徹底させるためには、こうした大型防除による外に方法はなくなるものと考えられる。

尚近隣の遠賀、芦屋、水巻町、及び中間市と本町を一防除区画として、2,000ha以上を一斉に防除する計画で更に効果があるものと思われる。

実 施 要 項

- 1、目的 水稻うんか、二化めい虫（一世代）を短期間に、効率的に撲滅し防除の完璧を期する。
- 2、趣 旨 防除作業員の不足から、防除日数が長引き、適期防除が行なわれない現況にかんがみ、畦畔、堤防、河川、道路等の棲息源を徹底的に一斉駆除する。
- 3、施行者 岡垣町航空防除協議会。
- 4、実施予定日 7月3-4-5日三日間
- 5、散布区域 原、内浦、手野、新松原、三吉、吉木、元松原、高倉、野間、戸切（糠塚、東黒山、山田は検討中）
- 6、使用薬剤名 S.B粉剤（濃度B.H.C3%セビン1%）
- 7、使用量 10a当り3Kg
- 8、ヘリポート位置

ヘリポート 順 位	実施予定日	設置予定 箇 所	対象地域
1	7月3日	手 野	原、内浦、手野、 新松原、三吉
2	4日	吉 木	吉木、元松原
3	5日	高 倉	高倉、野間
4	5日	戸 切	戸切

終戦二十周年を迎えようとする今日、遺族年金や、公務扶助料等の受給者が死亡や、年令到達（子）や再婚等のため、失権して、現在としては、受給資格者が誰もいなくなっている例が多いうえ、当初から弔慰金のみしか受給できなかった遺族（例えば兄弟姉妹等）については、その国債が原則として昭和三十六年九月をもって償還を終了したので、現時点においては、身近かな遺族でありながら、国から何らの給付を受けていないものが相当数にのぼっている状況であります。

以上は天候其の他の理由で変更することも考えられます。
9、使用航空機 西日本空輸 ベル47型 ヘリコプター1機
10、危険防止

注 意 事 項

- 1、一般的注意
 - ① 飲食物、食器類は薬剤のかぶらないよう注意し、井戸及び水がめにはビニール、セロハン等で覆をする。
 - ② 食料品販売業、飲食喫茶店、染色、洗張、小鳥の飼育みつばちは被害をうけないよう注意する。
 - ③ 小鳥類は屋内に入れ、薬剤がかかったと思われる野菜又は家畜の牧草はよく水洗してから使用すること。
 - ④ 散布後住居その他必要な箇所は清掃すること。
 - ⑤ 散布実施中はヘリコプターに注意すること。
 - ⑥ 本剤は医薬用外毒物であること。
 - ⑦ 蜜蜂は巣外に出ないよう処理すること。
- 2、作業員及び耕作者注意
 - ① 作業員はマスクをかけ、手袋をはめること。
 - ② 作業中は煙草をすわないこと。
 - ③ 食事をとるときは顔及び手を石けんで洗うこと。
 - ④ 耕作者は防除作業中一斉に排水すること。
 - ⑤ 薬剤散布中の農作業はさけること。
- 3、ヘリポートの注意
危害防止、火災予防のため、ヘリポートの関係者以外の立入禁止、禁煙を行なうこと。

(1965.6.15 産 業 課)

戦没者等の遺族に対する特別 弔慰金支給法について

今般「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が制定され、昭和四十年六月一日をもって公布、施行され、同年四月一日から適用されることになりました。

1、特別弔慰金制度のおおりについて

この法律の目的と対象者になる者について概要を説明しますと、次のとおりであります。

2、特別弔慰金が支給される対象について

この制度による特別弔慰金は具体的には、戦没者の死亡について、現在その遺族中、本人はもろろん、他の遺族の誰もが年金を受けていないという条件のもとで、次の者に支給されることになりす。

(1) 遺族援護法により、弔慰金（五万円、又は三万円の国債）が支給された者、ただし、配偶者については戦没者の死亡後、昭和四十年四月一日前に遺族以外の者と再婚した場合には、次のように規制されています。すなわち、弔慰金の支給を受けた当時、その妻以外には、子父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の誰もいなかった場合、及び戦没者と同じ氏を称していた配偶者（たとえば家つき娘）がその氏のまま、法律婚をした場合は支給するが、それ以外の場合は（たとえば、他に再婚した場合等）には支給しないこととして

3、その他

この制度は、昭和四十年四月一日から施行され、これにより支給される国債は戦没者の身分にかかわらず、すべて三万円の国債（ただし、無利子）とし、毎年一回づつで十年以内に償還を終ることとされています。

